

# 私立幼稚園金沢子育て夢ステーション事業費補助金交付要綱

(平成13年4月1日決裁)

改正 平成17年4月1日決裁

平成19年4月1日決裁

平成20年4月1日決裁

平成22年4月1日決裁

平成27年3月27日決裁

平成28年3月23日決裁

**第1条** この要綱は、地域の子育て支援センターの役割を担う私立幼稚園を支援するため、私立幼稚園金沢子育て夢ステーション事業の実施に要する費用に対する補助金の交付に關し、必要な事項を定めるものとする。

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市の区域内に設置する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設であるものを除く。）をいう。
- (2) 私立幼稚園金沢子育て夢ステーション事業 未就園児を持つ親が相談及び援助を通じて子育てを学ぶことができ、参加した親子同士が交流を深めることを目的とした事業をいう。

**第3条** 補助金は、私立幼稚園金沢子育て夢ステーション事業を実施する私立幼稚園の設置者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という）は、私立幼稚園金沢子育て夢ステーション事業に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 講師の招へいに係る旅費
- (3) 消耗品費

- (4) 委託料
- (5) 役務費
- (6) 講師謝礼費
- (7) 職員費
- (8) 使用料及び賃借料

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、1月につき私立幼稚園金沢子育て夢ステーション事業を1回又は2回実施した場合にあっては10万円を、3回以上実施した場合にあっては20万円を超えないものとする。

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書に市税滞納状況調査承諾書（別記様式）を添えて市長に申請しなければならない。

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成13年4月1日決裁）

この要綱は、平成13年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

この要綱は、平成17年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この要綱は、平成19年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成22年4月1日決裁）

この要綱は、平成22年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成27年3月27日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成28年3月23日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分からの補助金について適用する。

別記様式（第5条関係）

年　月　日

（あて先）金沢市長

市税滞納状況調査承諾書

年度私立幼稚園金沢子育て夢ステーション事業費補助金交付要綱に基づく補助金の申請に係る市税滞納状況を市長が調査することに同意します。

所 在 地

法 人 名

代表者名

㊞